

釧路市障がい者自立支援協議会組織図

自立支援協議会（全体会） ～ 決定機関

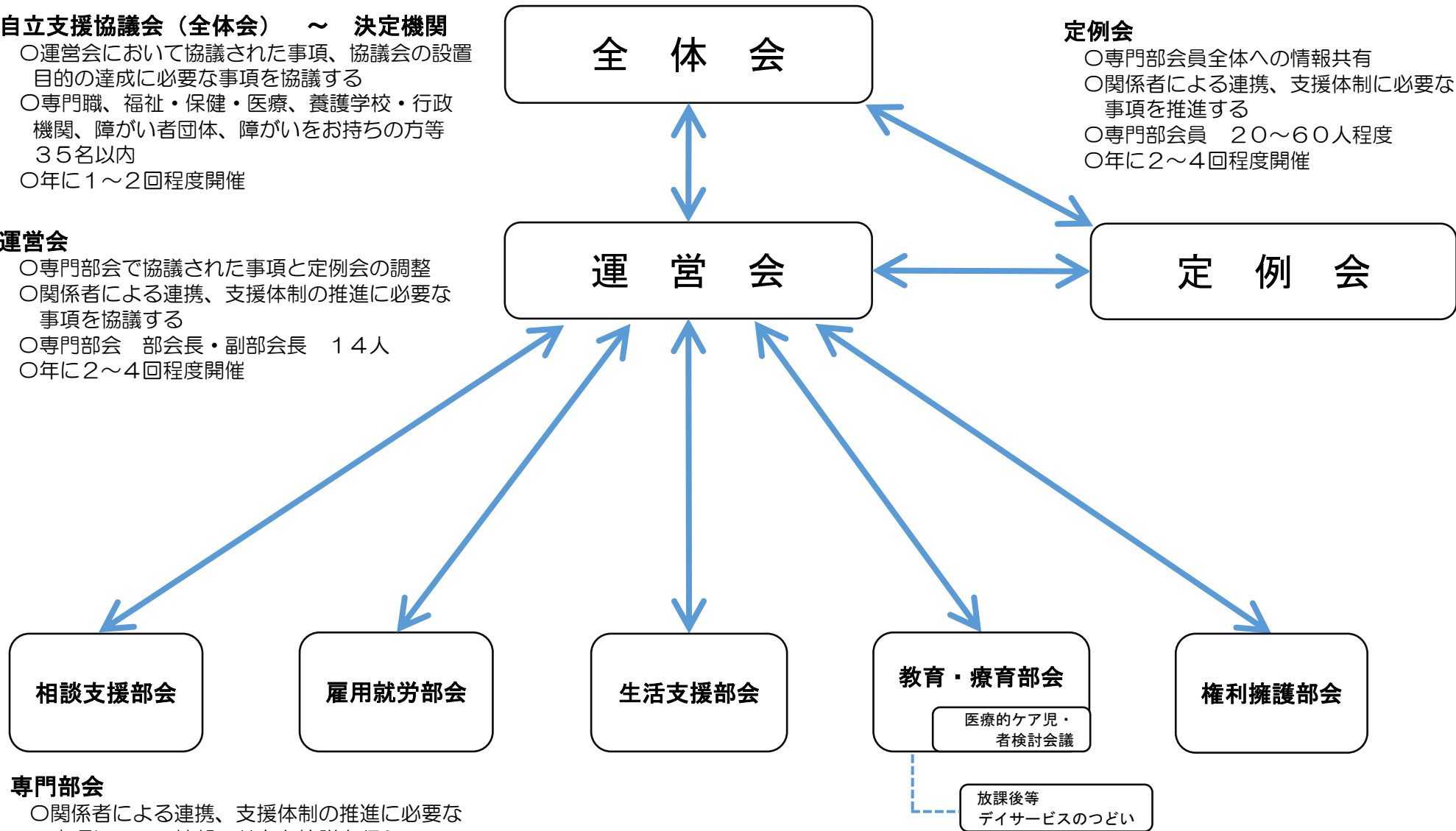
- 運営会において協議された事項、協議会の設置目的の達成に必要な事項を協議する
- 専門職、福祉・保健・医療、養護学校・行政機関、障がい者団体、障がいをお持ちの方等 35名以内
- 年に1～2回程度開催

運営会

- 専門部会で協議された事項と定例会の調整
- 関係者による連携、支援体制の推進に必要な事項を協議する
- 専門部会 部会長・副部会長 14人
- 年に2～4回程度開催

定例会

- 専門部会員全体への情報共有
- 関係者による連携、支援体制に必要な事項を推進する
- 専門部会員 20～60人程度
- 年に2～4回程度開催



専門部会

- 関係者による連携、支援体制の推進に必要な事項について情報の共有と協議を行う
- 2～6ヶ月に1回開催